

東京都体育施設指定管理者選定委員会
審査報告書

平成29年8月

武蔵野の森総合スポーツプラザの指定管理者の選定にあたり、東京都体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は応募団体から提出された書類及びヒアリングにより審査を行った。

このたび、審査が終了したので、結果を報告する。

1 審査委員

| | | |
|-----|---------|--|
| 委員長 | 鈴木 一 幸 | オリンピック・パラリンピック準備局 開設準備担当部長 |
| 委員 | 木 村 和 彦 | 早稲田大学スポーツ科学学術院教授 |
| | 野 川 春 夫 | 第25・26期スポーツ振興審議会会長 順天堂大学健康科学研究科特任教授 |
| | 守 泉 誠 | 公認会計士 |
| | 織 田 祐 輔 | オリンピック・パラリンピック準備局 スポーツ推進部 施設管理担当課長 |

2 選定経過

| 事 項 | 日 程 |
|----------------------------|------------------------|
| 募集要項の公表 | 平成29年4月6日（木） |
| 現地説明会の開催 （参加事業者数：49事業者） | 平成29年4月20日（木） |
| 質問の受付 （質問数：240件） | 平成29年4月26日（水）～同月28日（金） |
| 質問への回答 | 平成29年5月12日（金） |
| 応募書類の受付 （応募団体数：4団体） | 平成29年5月29日（月）～同月31日（水） |
| 第1次審査 | 平成29年6月21日（水） |
| 第2次審査（ヒアリングを含む。） | 平成29年7月14日（金） |

3 応募団体名、代表及び構成団体名（申請順）

| | | |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | (応募団体) 事業団・オーエンス・セントラルスポーツ・都水協グループ | |
| | 代表団体 | 公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団 |
| | 構成団体 | 株式会社 オーエンス セントラルスポーツ 株式会社 公益財団法人 東京都水泳協会 |
| 2 | (応募団体) 多摩コミュニティ創造プロジェクト | |
| | 代表団体 | アシックスジャパン 株式会社 |
| | 構成団体 | 株式会社 協栄 株式会社 コンベンションリンケージ 株式会社 キョードーフクトリー |
| 3 | (応募団体) シダックス大新東ヒューマンサービス 株式会社 | |
| | 代表団体 | (単独応募) |
| | 構成団体 | |
| 4 | (応募団体) 東京スタジアムグループ | |
| | 代表団体 | 株式会社 東京スタジアム |
| | 構成団体 | 株式会社 京王設備サービス 株式会社 シミズオクト 東京ビジネスサービス 株式会社 株式会社 東京ドームスポーツ |

4 審査方法

選定委員会は、東京都が「東京都体育施設条例第16条第2項」及び「東京都体育施設条例施行規則第13条」で定める基準に基づき、「武蔵野の森総合スポーツプラザ指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定められた「評価項目及び配点」に従い、応募団体から提出された書類を審査した。

経営方針・経営状況については、応募団体から提出された財務関係書類等により調査を行った。

提案書類（事業計画書）の審査にあたっては、応募者へのヒアリングを実施した。

各委員による評価項目ごとの点数を合計し、平均点を各応募者の得点とした。

5 審査基準

東京都が「東京都体育施設条例第16条第2項」及び「東京都体育施設条例施行規則第13条」で定める以下の基準に基づき、最も適切に各施設の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者候補者として選定した。

- (1) 次に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
 - ア 体育・スポーツ、レクリエーション及び大規模イベントの活動のための施設を提供すること。
 - イ 体育・スポーツ及びレクリエーションについて調査研究し、並びに相談に応ずること。
 - ウ 体育・スポーツ、レクリエーション及び大規模イベントに関する資料の収集、整理並びに一般への供用
 - エ 体育施設を利用しての体育・スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及
 - オ スポーツの適性、健康及び体力相談
 - カ アからオまでのほか、目的を達成するために必要な事業
 - キ 施設、附属設備及び物品の維持管理及び修繕（知事が指定する修繕等を除く。）に関する業務
 - ク 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務
- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (4) 利用者のサービス向上を図ることができること。
- (5) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 体育施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- (7) 体育施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- (8) 東京都のスポーツ振興施策及びスポーツ施設運営の方針にのっとり、東京都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- (9) その他体育施設の適正な管理運営を行うために知事が定める基準を満たすことができること。

6 評価項目及び配点

募集要項に定められた下記の評価項目及び配点により、採点を行った。

| 評 価 項 目 | | 配 点 |
|--|--|-------|
| 添付資料による判断項目 ・ 経営方針・経営状況 ・ 体育施設等の管理運営実績 | | 1 0 |
| 事業計画書による判断項目 | | 1 4 0 |
| 管理運営の基本方針 | | 1 0 |
| 施設の提供に関する業務 1 開業準備・開業後の施設提供等のスケジュール 2 施設の提供に関する業務 ・ 施設提供の実施方針、利用料金、休館日及び開場時間等 3 施設の運営に関する業務 ・ プール、トレーニングルーム、多目的スペース運営業務 4 館内サービス ・ 受付案内、苦情・要望に対する対応 | | 3 5 |
| 事業に関する業務 1 館の事業に関する業務 ・ スポーツ振興事業、体育の日記念事業、地域貢献事業、自主事業等 2 館の事業を支える仕組み ・ 広報、業務の品質管理 | | 4 0 |
| 館の管理その他に関する業務 1 館の管理の関する業務等 ・ 施設設備及び物品の保守管理、施設の修繕、危機管理 2 その他管理運営に関する事項 ・ 個人情報の保護、環境配慮への取組 | | 1 5 |
| 収支計画 | | 3 5 |
| 組織及び人材 1 効果的かつ効率的な執行体制の確保 2 明確な責任体制の構築 3 適切な勤務体制等 4 人材育成の取組 | | 5 |
| 合 計 | | 1 5 0 |

7 得点の状況

| 評価項目 | 配点 | 事業団・オー エンス・セン トラルスポー ツ・都水協グ ループ | 多摩コミュ ニティ創造 プロジェク ト | シダックス 大新東ヒュ ーマンサー ビス 株式会 社 | 東京スタジ アムグルー プ | |
|--|-------------------|---|------------------------------|--|---------------------|----|
| 添付資料による 判断項目 | 10 | 8 | 8 | 8 | 9 | |
| 事業計 画書 に よ る 判 断 項 目 | 管理運営の 基本方針 | 10 | 8 | 5 | 9 | |
| | 施設の提供に 関する業務 | 35 | 30 | 21 | 29 | |
| | 事業に関する 業務 | 40 | 32 | 26 | 35 | |
| | 館の管理その他 に関する業務 | 15 | 13 | 10 | 13 | |
| | 収支計画 | 35 | 29 | 10 | 6 | 29 |
| | 組織及び人材 | 5 | 4 | 3 | 3 | 4 |
| 合計 | 150 | 126 | 86 | 65 | 128 | |

8 審査結果

武蔵野の森総合スポーツプラザ 指定管理者候補者

| | |
|-----------------------|---|
| (応募団体) 東京スタジアムグループ | |
| 代表団体 | 株式会社 東京スタジアム |
| 構成団体 | 株式会社 京王設備サービス 株式会社 シミズオクト 東京ビジネスサービス 株式会社 株式会社 東京ドームスポーツ |

9 審査講評

東京スタジアムグループは、隣接する味の素スタジアム及び西競技場との一体的な活用により、東京2020大会やラグビーワールドカップ2019の際の円滑な運営や、多摩地域の一大スポーツ拠点として、地域にも貢献し、親しまれるための具体的で質の高い提案がなされている。また、平成29年11月25日の確実な開業やその後の地域特性にも配慮した円滑な運営が期待できる。

第1回東京都体育施設指定管理者選定委員会（第一次審査）議事要旨

1 日 時

平成29年6月21日（水） 午前10時から正午まで

2 場 所

都庁第一本庁舎14階 14A会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）指定管理者募集の概要

事務局から、公募日程の進捗状況と、応募団体数などについて説明した。

（2）今後の審査の進め方

事務局から、今後のスケジュールや、審査内容について説明した。

（3）第一次審査

応募団体から提出された応募書類により、以下のとおり第一次審査を行った。

① 財務状況審査の結果の報告

公認会計士である守泉委員が、事前に財務状況などの経営基盤の審査を行い、全ての応募団体が、指定管理者としての事業遂行能力を持っている旨、報告した。

② 応募資格の確認結果の報告

事務局から、応募資格である体育施設等の管理運営実績や、応募書類の不足、不正行為及び失格に該当する団体はなく、全ての応募団体が募集要項で定める応募資格を満たしていることを報告した。

以上の報告を受け、全ての応募団体が事業遂行能力を備えていることと、応募資格を満たしていることを確認し、第二次審査の対象とする旨を決定した。

（4）第二次審査に向けて

事務局から第二次審査の審議内容について説明するとともに、第二次審査の審査基準の着眼点等について、委員から専門的見地に基づく意見聴取を行った。

第2回東京都体育施設指定管理者選定委員会（第二次審査）議事要旨

1 日 時

平成29年7月14日（金）午前9時30分～午後4時30分

2 場 所

都庁第一本庁舎25階 115会議室

3 出席者

全委員出席

4 主な議事

（1）事前説明

審査の進め方を説明した。

（2）第二次審査

指定管理者候補者を選定するにあたり、第一次審査を通過した4団体について、「審査基準」に基づき、提案書類（事業計画書）の審査及び各応募団体のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を行い、各委員が採点を行った。

この採点結果に基づき、委員会として最高得点者を決定した。